

アスリート委員会規程

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「当連盟」という）が設置するアスリート委員会に関する基本事項を定めるものである。

2. アスリート委員会は、当連盟に登録する選手の権利保護・安全で良好な競技環境の実現のため、選手の立場からの意見を当連盟の運営に反映することを目的として活動する。

(事業)

第2条 アスリート委員会は、前条の目的を達成するため、以下の各事業を行う。

- (1) 選手の権利保護に関する活動
- (2) 選手の競技環境改善に関する活動
- (3) 強化指定選手、代表選手選考に関する選手の立場の表明
- (4) その他上記に関連する活動

(委員)

第3条 アスリート委員会は数名の人員で構成する。

2. アスリート委員会の委員は、自薦または他薦にて候補者を選定し、理事会で承認されることによって選任される。

3. アスリート委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. アスリート委員は、少なくともその半数が、当連盟の強化育成指定選手、あるいは強化育成指定選手であったときから5年を経過しない者により構成しなければならない。

(委員長)

第4条 アスリート委員の中から1名、委員長を置く。委員長は、理事会にて選任される。

2. 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

(委員会)

第5条 委員長は、アスリート委員会を適宜招集する。

2. アスリート委員会の議案は、出席委員の過半数で議決する。

3. 担当理事は、理事会において、委員会の開催状況及び議決事項を適宜理事会に報告するものとする。

4. 前項に定めるほか、当連盟はアスリート委員会と定期的な意見交換の機会を持つよう努める。

(規程の変更)

第6条 この規程は理事会の議決によって変更する事が出来る。

付則 この規程は令和7年10月2日から施行する。